

区におけるキャッシュレス推進に関する基本的な方向性について

キャッシュレス決済をとりまく背景（国の動き等）

- 政府が進める「自治体DX推進計画」及びデジタル庁の創設に伴い、行政のデジタル化は今後さらに加速し、地方自治体においてもその取り組みは急務となる
- 新型コロナウイルス感染拡大防止として、政府が公表する「新たな日常」の実践として「電子決済の利用」が位置付けられている

<国の目標>

- ・現在の日本のキャッシュレス決済比率約20%を、**2025年に40%、将来的に世界最高水準の80%を目指す**

キャッシュレス決済の定義・種類

1 定義

- お札や小銭などの現金を使用せずお金を払うこと ※2019年6月経済産業省「キャッシュレス用語集」
- 物理的な現金（紙幣・硬貨等）ではなく、デジタル化された価値の移転を通じて活動できる状態 ※2020年3月（一社）キャッシュレス推進協議会「キャッシュレスロードマップ」

2 種類

主なキャッシュレス決済方式

- （1）クレジットカード決済（デビットカードを含む）
- （2）電子マネー決済（Suica、PASUMO、WAON、nanaco、楽天Edy、iDなど）
- （3）コード決済（バーコード、QRコード（LINEPay、PayPay、楽天Pay、auPAYなど））

導入における考え方

1 導入メリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きの利便性向上 ⇒効率化・迅速化 ・非接触型サービスの充実 ⇒金銭の授受が不要のため、新型コロナウイルスとの共存を前提とした新しい生活様式に適応 ・現金の取扱いの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金とキャッシュレス決済の併用となるため、公金管理の負担増 ・即時入金不可（月1もしくは2回）のため、タイムラグが生じる

2 導入の考え方

区民サービスの利便性向上をふまえ、**できる限り多くの決済方式を導入**

3 決済手数料の負担について

（1）窓口での証明発行手数料・施設使用料については、キャッシュレスの普及・促進、ひいては区民サービス向上に資するものとして**区負担**とする

（2）税・国保料収納におけるクレジットカード決済の手数料については、口座振替、コンビニ払い等、他の収納手段との公平性の観点及び国からの通知をふまえ、**納税者負担**としている。

推進方針と対象

1 導入方針

「（仮称）情報化推進計画」に掲げるウィズコロナ・ポストコロナを見据えた区民サービスの利便性向上、スマート自治体への転換に向けた施策として位置付け、キャッシュレス化を推進する

2 導入サービス

- （1）クレジットカード決済
- （2）電子マネー決済
- （3）バーコード決済

3 導入対象業務

（1）窓口での証明書発行手数料・施設使用料等の「小口現金」決済

対象(予定)	決済適用対象	決済方式	導入予定年月日
本庁窓口 (1階 戸籍住民課、4階 課税課)	証明発行手数料等	クレジットカード決済 電子マネー決済	令和3年 4月以降順次
特別出張所	証明発行手数料等		
青少年交流センターゆいっつ	施設使用料等		
休養村とうぶ	施設使用料等、食事代		
勝海舟記念館	入館料、グッズ代		

（2）税・保険料支払いのバーコード決済

対象	決済適用対象	決済方式	導入予定年月日
納税課・国保年金課	税・保険料収納	バーコード決済 (モバイルレジクレジ トカード決済は導入済)	令和3年 5月

- ①モバイルレジ：納付書に印字されたバーコードを携帯電話で読み取り、ネットバンキング、クレジットカードでの支払いや、口座振替申込みができるサービス。納付窓口に出かけることなく、時間や場所を選ばず納付することが可能。
- ②次年度からLINEPay、PayPayアプリ等でのバーコード決済に対応予定

導入に向けた推進体制について

企画課が主体となり、関連部局で構成するPTを設置し、情報共有及び全庁的な導入調整・効果検証を実施。効果検証をふまえ、適宜見直しを図る